一般社団法人社会情報学会支部規則

（目的）
第１条　この規則は、一般社団法人社会情報学会定款第 60 条の規定に基づいて、一般社団法人社会情報学会（以下「本学会」という。）の支部に関して必要な事項を定めるものとする。

（設置する支部）
第２条　本学会は、北海道東北支部、関東支部、中部支部、関西支部、中国四国支部および九州沖縄支部を置く。
２　各支部の管轄地域は、次の各号に定める都道府県とする。
一　北海道東北支部　北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県
二　関東支部　東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県
三　中部支部　愛知県、三重県、岐阜県、静岡県、山梨県、長野県、富山県、石川県、福井県
四　関西支部　大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県
五　中国四国支部　広島県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
六　九州沖縄支部　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
３　本学会は、必要に応じて、理事会の議を経て、その他の支部を置くことができる。

（支部の構成員）
第３条　支部は、当該支部管轄区域に住所を有する会員により構成する。
２　会員は、その選択によって、住所地以外の支部に所属することができる。

（支部の役員）
第４条　支部に、支部長を置く。
２　会長は、理事会の議を経て、支部長を委嘱する。
３　支部に、副支部長、運営委員、幹事その他の役員（以下「支部役員」という。）を置くことができる。
４　支部役員の任期は、役員の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

（支部規則の制定）
第５条　支部は、適切な運営をはかるために、支部規則を定めることができる。
２　支部長は、支部規則を定めた時は、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

（支部の会計）
第６条　支部の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　支部長は、当該支部の事業報告書および決算報告書を、その事業年度終了後２か月以内に理事会に提出しなければならない。
３　支部は、当該支部所属の会員に支部会費等を課し、または支部独自の研究会等の事業に関して参加費等を徴することができる。

（規則の改廃）
第７条　この規則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則
１．　この規則は、2012 年 4 月 1 日に遡及して施行する。
２．　従前の JASI および JSIS の支部が定めた支部規則等は、当分の間、本規則により制定されたものとする。その場合、各支部は可及的速やかに新たな支部規則を制定するように努めなければならない。
３．　この規則（改正）は、2014 年 3 月 1 日から施行する。
４．　この規則（改正）は、2021 年 6 月 12 日から施行する。
５．　この規則（改正）は、2025 年 4 月 1 日から施行する。